

別表（添付書類作成要領）

書類の種類	表示すべき事項等	根拠
1	各階平面図 ・縮尺、方位 ・間取り、各室の用途及び設備の概要 ・求積可能な寸法	省令第7条 第1項 第1号
2	加齢対応構造（バリアフリー）等を表示した書類 ・加齢対応構造等のチェックリスト（別紙2①）を添付（改修でやむを得ない場合、別紙2②とする。）	省令第7条 第1項 第2号
3	入居契約に係る約款 ・住宅の賃貸借契約書又は利用権契約書を添付 ・サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（別紙4）を添付	省令第7条 第1項 第3号
4	委託契約に係る書類 ・サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を他の事業者へ委託する場合に添付	省令第7条 第1項 第4号
5	法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類 ・家賃等の前払金を受領する場合に、その前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業者が返済債務を負うこととなる場合に備えて、銀行による保証その他の必要な保全措置を講じることを証する書類を添付	省令第7条 第1項 第5号
6	その他下関市長が必要と認める書類 ・求積表（各住戸部分及び食堂・台所等の共同利用部分の床面積がわかるもの） ・状況把握及び生活相談サービスに係る契約書（住宅部分の賃貸借契約に含まれていない場合に添付） ・高齢者生活支援サービス契約書（住宅部分が賃貸借契約の場合に添付） ・建築基準法第6条第1項の確認済証の写し（サービス付き高齢者向け住宅として整備するため建築確認が必要な場合「登録」までに添付） ・法第17条に基づく登録事項等についての説明書（別紙3） ・老人福祉法第29条第5項の規定に基づく重要事項説明書（別紙5）（有料老人ホームに該当する場合） ・旧耐震建築物の場合、耐震性を有することを証明する書類で、以下のいずれかを添付 （1）耐震判定委員会が交付する評定書の写し （2）住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条に基づく「住宅性能評価書」の写し （3）その他下関市長が上記と同等と認める書類 ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の場合、以下を添付 （1）確認申請を伴う場合 土砂災害対策工事に伴う確認済証の写し （2）確認申請を伴わない場合	省令第7条 第1項 第6号

		土砂災害対策工事に係る構造規定適合報告書（別紙6）	
		・土砂災害特別警戒区域を解除する行為を証する書類	
		・サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請等に係るチェックリスト（別紙8）	
		・旧耐震建築物又は土砂災害特別警戒区域内の建築物の場合、工事完了後、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅の建築工事等が完了した旨の報告書」（別紙7）を提出	法律第24条第1項

■その他

- ・登録申請書に記載する事項に係る留意点については、別紙1を参考とすること。
- ・本表における別紙1から別紙4は、登録申請書の添付書類等の参考とする様式等について（平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）による。
- ・本表における別紙5は、下関市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成25年4月1日制定）別紙1による。